

2014年1月8日

各位

会社名 ヤマハ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中田 卓也
(コード番号 7951 東証第一部)
問い合わせ先 広報部 (TEL 03-5488-6601)

株式会社アクセルとの特許侵害訴訟における和解成立に関するお知らせ

当社が、株式会社アクセル（本社：東京都千代田区外神田四丁目14番1号、以下「アクセル」）に対して2010年4月14日付で提起した2件の特許権侵害差止等請求訴訟（以下、「本件訴訟」）について、本日、和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、アクセルに対し、アクセルのサウンドLSI^(注1)およびマルチ機能LSI^(注2)が、当社の保有するサウンドデータ再生・合成技術に関する特許権5件^(注3)を侵害するものとして、2010年4月14日、その製造、販売の差し止めならびに損害賠償を求め、東京地方裁判所に提訴いたしました。提訴は、特許5件を技術的に関連する2グループに分け、二つの訴訟として提起いたしました。^{(注3)(注4)}

この二つの訴訟について、知的財産高等裁判所および東京地方裁判所において和解協議を行った結果、両社合意に至り和解が成立いたしました。和解条件としては、当社がアクセルに対して、当社特許についての通常実施権を許諾するとともに、アクセルが当社に対して、訴訟対象製品を含む製品の実施に関する解決金及び将来製品についての特許実施料を支払うことで合意いたしました。なお、通常実施権の許諾対象は訴訟特許5件に限定されるものであり、それ以外の特許等の当社知的財産権を含みません。

当社は、知的財産権を重要な経営資源と位置付けており、今後も、知的財産権の侵害行為に対しては毅然とした態度で臨み、知的財産の保護を図ってまいります。

なお、本件に関する当期連結業績への影響は軽微であります。

(注1) サウンドLSIとは、圧縮されたサウンドデータを再生する機能を有するLSIのことです。

(注2) マルチ機能LSIとは、サウンド機能、グラフィック機能を統合したLSIのことです。

(注3) 訴訟係属裁判所およびその対象となる特許は以下の通りです。

- ① 2012年8月31日東京地方裁判所判決に対する控訴審として知的財産高等裁判所に係属していた
第1訴訟：特許第2943636号、特許第2734323号、特許第3918826号
(圧縮されたサウンドデータのデータフォーマットおよびその再生方法に関する特許)
- ② 東京地方裁判所に係属していた
第2訴訟：特許第3003559号、特許第3097534号
(演算処理によるサウンドデータ合成における演算処理の効率化に関する特許)

(注4) 当社の特許の有効性については、アクセルは、当社特許5件のうちの4件について特許庁に対し無効審判を提起し、その後、知的財産高等裁判所にて当社特許の有効性を争ってまいりましたが、全ての特許について有効性を認める判決が確定しております。

以上